

富山交通労組 中労委再審申立

労組側証言で人事異動の不当性を暴く

(富山地連)

2012年12月18日 不当労働行為の再審査申立の第一回審問が行われました。

不当労働行為の再審査申立は、平成24年11月28日午前10時から中央労働委員会第一審問室で第1回の審問となり、証人尋問が行なわれました。

この審問には、全自交労連本部から松永次央書記長、森田貫二書記次長、石川ハイタクの中江川和臣常任中央執行委員が駆けつけ、当該の富山交通労働組合からは組合役員など16名が参加しました。労働者側証人は、富山地方労働委員会の不当労働行為認定命令の一部について、不服として再審査申立を行った当事者富山交通労働組合石橋剛委員長と、不当労働行為を受けて平成22年7月9日から現在に至るまで、タクシー乗務員から総務課へ一方的な不利益な人事異動で、雑用係を命じられそのため賃金が4割相当削減された畑野革組合員、そして、使用者側証人は、被申立人である富山交通株式会社土田英喜社長と、笹嶋昭五総務課長の労使2名ずつ、計4名が証人として証言しました。傍聴席が組合員で埋まる中、石橋証人は、土田社長が平成21年3月に社長に就任する以前の労使関係について、労働協約を遵守して労使で協議することによって、問題解決を行なわれてきた事が、土田社長就任以後の労使関係は、労働協約を反故にし、組合員に対して職種の変更による退職強要や団交拒否、ストライキ批判などを繰り返し、労働組合に対する不当労働行為が次々に行われたことを証言しました。

また、一方的な人事異動を受けている畑野証人は、自己の組合活動に対して土田社長から狙い撃ちされ、組合員へのみせしめとして故意に人事異動をさせ、毎日決まった仕事もなく、社内のゴミ集めや臨時的な出先の配車などを命じられ、組合員との接触を遠ざけ、組合活動もままならない状態に追い込まれていることや、また賃金の減少で、生活困窮を来していることについて証言をしました。

この証人尋問は、午後5時までかかりました。その後、中労委からは、企業内労働組合であり、このままでは今後の労使関係の修復は不可避であることを考慮して、労使双方は、今一度、和解の協議を行い、組合側の和解案と会社側の和解案を提示しつつ、労使双方による和解の道を探る努力をあらためて促されました。そして、次回期日を調整した結果、平成25年2月14日14時に、中労委での最後の審問期日となりました。